

区土地画整理事業地区内における水路整備を進めてまいります。中城湾南部流域下水道事業については、その財源確保に努めるとともに事業の計画的推進を図ります。

上原棚原土地画整理事業については、平成20年度時点で進捗率約97%と最終局面を迎えております。平成21年度は補償難航による未解決物件の解決及び保留地・付保留地の早期完売に向けて鋭意努力します。

西原西地区土地画整理事業については、平成20年度仮換地一部指定区域の建物等物件移転交渉を引き続きおこないます。

また、仮換地未指定区域については、引き続き関係地権者への説明に努め、当該事業を円滑に推進するため、区画整理審議会及び評価委員会を開催します。さらに新県道沿線を商業系用途と位置付けるため、関係機関及び換地関係権利者との意見調整に引き続き取り組みます。

(3) 上水道事業について  
上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不

可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、これまで水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化にむけて鋭意努力しているところでありますが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施に当たっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業等との調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情を考慮し、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進  
本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量が増大の傾向にあります。交通安全対策として、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町の宣言や飲酒運転撲滅の町を宣言し、横断幕・懸垂幕等の設置、また各種交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいりました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施します。

(5) 消防・防災体制等の確立  
協力して給食費についての啓発活動を実施します。  
給食費については、平成元年に改正されて以来、さまざまな工夫をして、充実した給食づくりに努力をしてきましたが、近年の食材の高騰により、基本的な栄養価を落とさないため、給食費の値上げをします。

(3) 生涯学習の振興  
町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、「文教のまち西原」の生涯学習の拠点として多くの町民に利用して頂いておりますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書資料の整備を進めていきます。

中央公民館においては、各種事業や講座等の充実を図り、その成果を発表する機会をつくつていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学やエル・ネットオープンカ

自然災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画をもとに年次のな地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地等、避難場所等については防災マップやホームページにおいて、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めてまいりました。特に、これまで梅雨期・台風等に小波津川の氾濫による災害が相次ぎました。災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開し、被災後の円滑な復旧・復興を可能とすることが重要であります。災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、引き続き関係機関・団体と連携し、地域安全活動等の地域ぐるみの防犯活動を通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。  
消防・救急活動は、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化にむけて、東部消防組合等と一層の連携・強化に努めます。

(6) 環境保全対策  
環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球規模の問題から生活排水等による河川水質の汚濁、増大する不法

レジャの情報も積極的に提供します。  
(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進  
シヨソ活動の推進  
体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に対応するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用にも取り組みます。また、各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・体力づくりを関係各機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

本年度は、平成22年度インターハイの準備のため体制を整えるとともに、備品のバスケットリングを購入します。そして、トレーニング室に整備されたランニングやウォーキング用具の運用を開始して町民の健康づくりに努めます。さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、青少年と町民に夢と希望を与え、明るく活力に満ちた西原町を築いていくために、引き続き、さわやか杯中学生バレーボール大会を実施するとともに、町ビーチバレーボー

投資の問題、自動車の増加に伴う排気ガス等による大気汚染等、多種多様化してまいります。このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用等、循環型社会形成が求められております。このため本町では、分別収集の為の指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、併せて、生ごみ処理機購入補助等、環境美化・清掃活動等、ごみのリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。さらに不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、ごみの減量化、循環型社会の取組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止にむけた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設備補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。  
墓地行政については、西原町墓地整備基本計画を策定し、将来必要とされる墓地数や墓地の面積等を検討し、本町の

ル大会、少年野球教室を開催する予定であります。  
(5) 青少年健全育成の推進  
現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況下にあります。児童生徒の問題行動や集団飲酒、拉致未遂事件等もありますが、問題解決にむけて、今後とも関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルパー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら登下校時等における幼児児童生徒の安全管理を強化します。

(6) 文化事業の推進  
近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、本県の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会等文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっております。本年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業等を活用して地域伝統芸能の保存育成を支援します。

都市計画や土地利用計画との調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和が取れるような墓地行政を推進し、無秩序な開発防止に努めます。

## 8 教育、文化、スポーツの振興

教育・文化・スポーツの推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健全やかな成長にむけ、本町の教育基本目標を指し示して国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。なお今年度より沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と西原町教育委員会の地域連携事業に関する協定を結び、名実ともに「文教のまち西原」をめざして教育活動の充実発展に取り組みます。また「心の教育」並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努力します。

なお、本年度は、西原町教育基本振興計画を策定し教育の振興に努めます。

(1) 学校教育の充実  
学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、

町の歴史・文化・産業等の記録を通し、町民の郷土への理解と愛着を深める町史編集事業は、資料収集と「西原の言語」編と「通史」編の発行に向けて努力します。

文化財については、その周知・保護に努めるとともに、資料収集を行います。本年度も文化財ガイド養成講座を開催し、町内の文化財を案内できるボランティアを育成する予定であります。内間御殿については、内間御殿整備事業基本調査を踏まえ、文化財指定にむけ努力するとともに、「内間御殿復元期成会（仮称）」を発足させ、内間御殿の復元にむけての環境づくりに努めます。

## 9 男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的体系的な事業執行に努めてまいりました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会等へ計画的かつ積極的な登用を図るとともに、引き続き町内各種企業へ、女性の雇用機会の拡大、管理職への登用の要請を行います。町民一人ひとりの人権が尊重され、